社保研究部だより

「コロナ感染症対策の臨時的な取扱い」と 金属材料・薬価改定

初・再診料等に加算(4月~9 月診療分)コロナ感染症対策臨 時的な取扱い

厚労省は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その35)」を2月26日に通知した。

①歯科外来等感染症対策実施加算 +5点

全ての患者に対して、特に必要な感染予防 策のもと診療を実施した場合、初・再診料な どに5点を加算する(歯科外来等感染症対策 実施加算)。4月から9月診療分までが対象 となる。

【加算対象】

初診料・再診料(電話再診を除く) 歯科訪問診療料

訪問歯科衛生指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急時等カンファレンス料

: 歯科訪問診療料を算定しない場合に加 算できる

【算定の留意点】

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意して対応している旨を患者またはその家族などに十分に説明する

【請求方法】

手書きの場合:全体のその他欄に「歯科外

来等感染症対策実施加算 5×○」と記す レセコンの場合:メーカーごとに対応

②小児外来での感染防止対策 +55点の延長

6歳未満の乳幼児に対して必要な感染予防 策を講じた上で外来診療をした場合、初・再 診料(電話再診除く)に55点が加算できる取 り扱いが、9月診療分まで延長された。

【算定の留意点】

- ・患者またはその家族等に対して、院内感染 防止等に留意した対応を行っている旨を十 分に説明し、同意を得る
- ・歯科外来等感染症対策実施加算+5点と併 算定できる

【請求方法】

手書きの場合:全体のその他欄に「乳幼児 感染予防策加算 55×○」と記す レセコンの場合:メーカーごとに対応

金パラ・薬価改定(4月から)

金属材料と薬価が4月から改定される。金パラ新点数は、右表の通り。 内用薬・外用薬は増減があるので、 注意が必要。

麻酔薬剤料

OA+スキャンドネストカートリッジ3*%* 現行16点→新点数14点

金パラ関連	点数一覧	現行点数 (2020.10)	新点数 (2021. 4)	増減点数
インレー単純	大臼歯	484	511	27
インレー単純	前・小臼	390	408	18
/>/ +=n#	大臼歯	829	877	48
インレー複雑	前・小臼	683	718	35
4分の3冠	前歯	862	906	44
F // O 4 = 7	大臼歯	995	1056	61
5分の4冠	小臼歯	802	846	44
FMC.	大臼歯	1316	1393	77
FIVIC	小臼歯	1071	1126	55
前装金属冠	前歯・小臼歯	1943	2011	68
	鋳造・大	1427	1515	88
	鋳造・小	1182	1248	66
ポンティック	前装・前	1777	1830	53
	前装・小	1382	1448	66
	前装・大	1487	1575	88
双歯鉤	大大・大小	1045	1115	70
	犬小・小小	872	927	55
二腕鉤	大臼歯	776	824	48
	小臼・犬歯	705	747	42
	前歯	671	710	39
	大臼歯	504	529	25
コンビネーショ ン鉤	小臼・犬歯	469	490	21
	前歯	452	471	19
鋳造バー		1727	1840	113

メタルコア

前歯・小臼歯	191 (266)	193 (268)	2 (2)
大臼歯	241 (329)	245 (333)	4 (4)

()は6歳未満,著しく歯科診療が困難な場合

介護報酬改定2021

4月に介護報酬が改定される。単位の変更(下表参考)に加え、歯科医師からケアマネジャーに対する情報提供の様式などが示された。また、コロナ対応の上乗せ措置が9月分まで実施される。

居宅療養管理指導費について

▶コロナに対応するための時限的措置

4月から9月診療分まで、月内の所定単位数の1000 分の1に相当する単位である上乗せ分を別に算定す る。

1単位未満は原則として小数点以下を四捨五入して 算出する。ただし、算出した数が1単位に満たない場 合は小数点以下を切り上げ、1単位とする。

算定項目が複数にわたる場合の算出方法(歯科医

師、歯科衛生士の居宅療養管理指導費をそれぞれ算定する場合など) および、患者負担分の徴収方法については後に通知が発出される予定。

〈上乗せ分の単位数端数処理の例〉

○単一建物1人:歯科医師が月1回の場合 516×1回=516

516×0.001=0.516→1単位

○単一建物1人:歯科衛生士が月1回の場合 361×1回=361

361×0.001=0.361→1単位

○単一建物2~9人:歯科衛生士が月4回の場合 325×4回=1300

1300×0.001=1.3→1 単位

▶歯科医師からケアマネジャーへの情報提供の様式および歯科衛生士の居宅療養管理指導の様式

示された様式は見本であり、要件を満たしていればよい。

歯科医師による居宅療養管理指導費

算定区分		【改正前】	【改正後】	増減
I H T N I H A T	単一建物居住者が1人	509単位	516単位	+7単位
歯科医師 (月2回まで)	単一建物居住者が2人~9人	485単位	486単位	+ 1 単位
(/12 🗆 6)	単一建物居住者が10人以上	444単位	440単位	- 4 単位

歯科衛生十による居宅療養管理指導費

圏代用土工による店七原食官珪油等質					
	算定区分		【改正前】	【改正後】	増減
	11-11/15-14- 1 AV	単一建物居住者が1人	356単位	361単位	+5単位
	歯科衛生士等 (月4回まで)	単一建物居住者が2人~9人	324単位	325単位	+ 1 単位
		単一建物居住者が10人以上	296単位	294単位	- 2 単位

「歯科医師からケアマネジャーへ」 「情報提供すべき事項

- ・基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・ 歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性 別、住所、連絡先等)
- 利用者の病状、経過等
- ・介護サービスを利用する上での留意点、介護方 法等
- ・利用者の日常生活上の留意事項、<u>社会生活面の</u> 課題と地域社会において必要な支援等

*下線は変更箇所

歯科医師からケアマネジャーへの情報提供および歯 科衛生士の居宅療養管理指導の様式例のデータは、協 会HP新着情報に掲載

大阪府歯科保険医協会



新点数早見表 本号に同封

追加購入は 1冊1,000円 チェアサイドで ご活用下さい

